

平成19年度

大阪府後期高齢者医療広域連合
一般会計決算審査意見書

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員

目 次

第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	1
第 3 審査の方法	1
第 4 審査の結果	1
第 5 意見	2
1. 審査の概要	2
(1) 決算収支の状況	2
(2) 実質収支に関する調書	5
(3) 財産に関する調書	5
2. 意見	7

(注) 比率(%)は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。

第1 審査の対象

平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成20年9月2日から同年9月30日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、会計管理者から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等に基づき、決算計数の確認を行うとともに、予算が適正に執行されているかについて、定期監査及び例月現金出納検査の結果を参考に、必要に応じて担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

第4 審査の結果

平成19年度一般会計の決算について審査した結果、決算計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であり、予算は概ね適正に執行されていると認めた。

第5 意見

1. 審査の概要

(1) 決算収支の状況

本年度の決算収支の状況は、次のとおりである。 (単位:円、%)

		19年度
予 算 現 額	A	3,436,834,000
歳 入	B	3,436,866,093
歳 出	C	3,190,967,920
歳入歳出差引額 (B - C)	D	245,898,173
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実質収支額 (D - E)	F	245,898,173
前年度実質収支額	G	12,708,694
単年度収支額 (F - G)	H	233,189,479
予 算 執 行 率	歳 入 B/A	100.0
	歳 出 C/A	92.8

本年度は、 予 算 現 額 3,436,834,000円 に対し
歳 入 3,436,866,093円
歳 出 3,190,967,920円 で
差引額は、 245,898,173円 となっている。

翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支額は差引額と同額の
245,898,173円である。

①歳入

歳入予算の執行状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	予算現額 A	調 定 額 B	収入済額 C	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収入率 C / A
分担金及び負担金	1,169,454,000	1,169,454,000	1,169,454,000	0	0	100.0
国庫支出金	2,249,646,000	2,249,645,286	2,249,645,286	0	0	100.0
繰越金	12,708,000	12,708,694	12,708,694	0	0	100.0
諸収入	5,026,000	5,028,113	5,028,113	0	0	100.0
寄附金	0	30,000	30,000	0	0	—
計	3,436,834,000	3,436,866,093	3,436,866,093	0	0	100.0

歳入の決算状況は、予算現額 3,436,834,000 円（当初予算額 1,592,854,000 円、補正予算額 1,843,980,000 円）に対し、調定額、収入済額はともに 3,436,866,093 円で、収入率は 100.0%である。

主な補正理由は、歳出見込額の減少に伴う市町村負担金の減額（△389,900,000 円）、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金交付に伴う国庫支出金の増額（2,216,157,000 円）、前年度繰越金の増額（12,698,000 円）、預金利子等の増額（5,025,000 円）である。

収入の内訳は、広域連合の構成団体である 43 市町村の負担金が 1,169,454,000 円、老人医療費適正化推進費補助金が 43,646,000 円、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が 2,205,999,286 円、前年度繰越金が 12,708,694 円、預金利子が 2,718,100 円、雑入が 2,310,013 円、一般寄附金が 30,000 円である。

②歳 出

歳出予算の款別執行状況は、次のとおりである。 (単位：円、%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度 繰越額 C	不 用 額 A - (B + C)	執 行 率 B / A	構成比
議 会 費	2,705,000	1,791,750	0	913,250	66.2	0.1
総 務 費	1,223,493,000	983,176,884	0	240,316,116	80.4	30.8
予 備 費	4,636,000	0	0	4,636,000	0	0
諸 支 出 金	2,206,000,000	2,205,999,286	0	714	100.0	69.1
計	3,436,834,000	3,190,967,920	0	245,866,080	92.8	100.0

歳出の決算状況は、予算現額 3,436,834,000 円（当初予算額 1,592,854,000 円、補正予算額 1,843,980,000 円）に対し、支出済額は 3,190,967,920 円で、執行率は 92.8%である。

主な補正理由は、派遣職員の人件費確定に伴う負担金の減額（△135,000,000 円）、電算処理システム整備委託料等の減額（△227,020,000 円）、後期高齢者医療制度臨時特例基金（2,206,000,000 円）の積立である。

支出の主な内容は、各市町村等から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、職員の時間外勤務手当、電算システム関連の整備委託料、電算処理システム及びネットワーク関連機器等賃借料、電子機器類整備工事費、広報パンフレット等の印刷製本費、被保険者証封入封緘委託料等である。

なお、議会費の執行率が 66.2%にとどまったのは、議会開催場所を賃借料のかからない会議室としたことにより、使用料及び賃借料の支出が抑えられたことによる。

また、総務費において多額の不用額が生じている主な要因としては、パンフレット等の印刷製本及び被保険者証等の封入封緘業務において、一般競争入札を実施することにより支出を抑えられたことや、郵便料金の割引適用を受けることができる郵便物を活用し、郵送料を抑制できたこと、電算処理システム整

備委託料、電算処理システム機器賃借料の支出が予算額を大幅に下回ったこと
等が挙げられる。

(2) 実質収支に関する調書

調書と決算書を照合したところ、計数は正確であると認められた。

(3) 財産に関する調書

①物 品

(取得金額1品10万円以上)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
紙折機	1	—	1
シュレッダー	1	—	1
印刷機	1	—	1
カラーレーザープリンター	2	1	3
フィニッシャー(プリンター付属機器)	2	—	2
液晶テレビ	1	—	1
パーソナルコンピューター	40	—	40
電話交換機	1	—	1
金庫	1	—	1
財務・給与システムソフトウェア	5	—	5
財務・給与システムサーバー式	1	—	1
サーバーラック	—	41	41
モノクロレーザープリンター	—	1	1
ビデオカメラ	—	2	2
プロジェクター	—	1	1

②基金

後期高齢者医療制度における被保険者のうち、被用者保険の被扶養者であった者の保険料減額のための財源及び被扶養者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用等、制度の円滑な施行のための準備経費に充てることを目的に基金を設置した。

平成20年3月31日に国から交付された高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金全額を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てた。

(後期高齢者医療制度臨時特例基金)

(単位：円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
現 金	—	2,205,999,286	2,205,999,286

2. 意見

平成19年度の主な業務は、平成20年4月の後期高齢者医療制度の施行に向けた準備事務であった。歳出については、職員人件費相当の負担金、制度周知のための広報啓発に係る経費、年度当初の被保険者証の送付に係る経費、広域連合と府内市町村を結ぶネットワーク回線工事や広域連合電算処理システムの構築に係る経費がその主要部分を占めている。

また、歳出予算について、多額の不用額を計上するとともに、頻繁な予算流用を行っているが、平成19年度の予算編成段階において、各事務事業に要する経費の正確な積算が困難であり、結果として、予算額とその執行額に乖離が生じたことについては、一定やむを得ない事情があったものと認められるところである。

今後、予算編成を行う際には、事業の実施手法等を綿密に検討し、限りある財源を有効に活用するよう努めることが必要である。

また、後期高齢者医療制度を運営していくに当たり、事務の効率化を一層進めるとともに、規律ある財政運営に努める必要がある。